

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター

## 「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校（園）の設置者との契約（災害共済給付契約）により、「学校の管理下」における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校（園）の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

## ■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

## 対象となる学校（園）

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

## 共済掛金の額（令和8年度）

災害共済給付への加入は、学校（園）の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校（園）の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

（児童生徒等1人当たり年額 単位：円）

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)
	定時制 夜間等学科	980 (490)
	通信制 通信制学科	280 (140)
高等専門学校	1,930 (965)	—
幼稚園	270 (135)	—
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—
保育所等	350 (175)	40 (20)

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校（園）では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校（園）の設置者が負担します。

※ 学校（園）の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

## 給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所等における保育中を含みます）	例 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合	例 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

## 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、内閣府令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水) (・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎) (・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死(学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死(学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

## 給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校(園)へ提出します。
提出 ↓	↑ 支払
学校(園)	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓	↑ (支払)
設置者	管内の学校(園)分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」と医療費の証明(「医療等の状況」)等をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓	↑ 支払
JSC	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

### ※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特例の配慮によりご協力をいただいております。  
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いただけられない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校(園)・学校(園)の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校(園)からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校(園)との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

### 【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所でを行っています。
- 災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。
- 災害共済給付webホームページ：<https://www.jnsport.go.jp/anzen/>

JAPAN SPORT  
COUNCIL



さいたま市立小・中・中等教育（前期課程）・特別支援学校 在学児童生徒 保護者各位

## 令和 8 年度日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の 保護者負担金について

さいたま市教育委員会

さいたま市では市立の学校に在籍する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付制度は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合に、保護者に対して医療保険適用の医療費や見舞金の給付を行う制度です。国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度であるため、低い掛金で厚い給付が行われます。令和 7 年度はさいたま市立の学校において児童生徒等総数の 98.9%に当たる約 102,800 人に加入いただきました。

なお、災害共済給付制度の加入にあたっては、加入同意書及び共済掛金の保護者負担が必要になります。

### 共済掛金額(年額)

区 分	保護者負担額
小・中学校（中等教育前期課程、特別支援学校小・中学部）	4 6 0 円
高等学校（中等教育後期課程、特別支援高等部）	1, 7 6 5 円

※小・中学校において、加入手続きの基準日（5/1）に要保護又は準要保護に認定されている世帯（就学援助制度の認定世帯）の方は、掛金を市と国が負担します。

### 掛金の支払について

令和 8 年度の共済掛金の保護者負担額については、申し込まれた口座から **8/31 に口座振替**いたします。

口座振替申込をしていない方は、納付書により金融機関でのお支払いになります。詳しくは、8月中旬に御自宅に郵送される納付書をご確認ください。

### その他

- 同意書を提出いただきますと、さいたま市立学校（中等教育後期及び高等学校は除く）に在籍の間は、毎年度（4/1～3/31）自動更新となります。また、さいたま市立小学校へ同意書を提出し、卒業後さいたま市立中学校へ入学した場合も自動更新となります。
- 前年度加入しており、今年度から加入を辞退される場合は、5/1 が基準日となりますので、4月中に在籍の学校へ連絡をお願いします。
- 前年度未加入で、今年度から加入を希望される場合は、4/30 までに在籍の学校へ同意書の提出をお願いします。なお、同意書は学校で配布しております。
- 長期欠席等から復学し、加入を希望される場合は、在籍の学校へ連絡をお願いします。

#### 【お問合せ先】①同意書について

さいたま市教育委員会事務局学校教育部健康教育課

TEL：048-829-1678（直通） FAX：048-829-1990

#### ②掛金の支払、口座振替について

さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課

TEL：048-829-1591（直通） FAX：048-829-1990

さいたま市立学校 在学児童生徒 保護者各位

## さいたま市に住所がある児童・生徒の医療費助成制度(子育て支援医療、ひとり親家庭等医療、心身障害者医療)とスポーツ振興センター災害共済給付制度の取扱いについて

さいたま市教育委員会

「学校管理下の災害」につきましては、スポーツ振興センター災害共済給付制度（以下、「スポ振」という。）加入者は原則として以下のとおりの取扱いをお願いいたします。なお、子育て支援医療費助成制度とスポ振は、重複して給付を受けることが出来ません。

### 学校管理下の災害には、スポ振を利用してください。

利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であると申告をして医療費を窓口負担し、学校経由で申請書類を提出し、後日スポ振からの給付金（医療費の4割を給付※）を受け取っていただくことになります。

ただし、スポ振対象の災害と認定されない事があります。この場合は、医療機関で発行された領収書を添えて、各区役所保険年金課福祉医療係の窓口へ申請することにより、医療費助成制度から窓口負担分（保険診療分）の返還を受けることができます。そのため、領収書は必ず保管してください。

### 学校管理下の災害である旨の申告をせずに、医療費助成制度を利用した場合でも、スポ振の申請をお願いします。

各診療月から2年以内であれば、スポ振を申請することができますので、医療機関にて学校管理下の災害である旨の申告をし、申請のための書類（医療等の状況）の記入を依頼してください。

ただし、医療費の4割が給付されますので、実際負担していない3割分について、市役所の子育て支援課から納付書が届きますので、納付書に記載された金融機関で返金手続きが必要となります。

医療費助成制度を利用した場合でも、スポ振のほうがより手厚い給付が受けられますので、スポ振の申請をお願いします。

#### <給付比較表>

		スポ振		医療費助成制度
医療費給付の内容	期間	初診から最長 10 年		お持ちの受給資格証の有効期限まで
	金額	通院	医療費の4割分※(医療費の3割分+上乘せ1割)	医療費の3割分
		入院	医療費の4割分※(医療費の3割分+上乘せ1割)	医療費の3割分
		入院時食事療養費	全額	なし
給付その他	死亡および障害見舞金	あり		なし
	保険適用外医療費	一部災害状況により保険点数に換算し給付		なし

※高額療養費として健康保険等より返還される場合は自己負担限度額分+総医療費の1割

※重複支給の確認のため、お子様のスポ振の支給状況について、医療費助成制度担当部局と情報の収集又は提供を行うことがあります。

#### 【お問合せ先】

各学校または、さいたま市教育委員会事務局健康教育課保健係 TEL：048-829-1678 FAX：048-829-1990